



質問1

従業員に給料を支払う場合、所得税を源泉徴収して、翌月の10日までに国へ納めなければならぬと聞いていますが、どのような帳簿を備えると良いでしょうか。

回答 税法上、特に規定はされていませんが、「所得税源泉徴収簿」を備えると便利です。

給与等の支払いは、労働基準法第108条により賃金台帳を備え、各人の給与計算の基となる基本給・手当・労働日数及び時間などを記録するよう定められていますが、源泉徴収簿については規定がありません。しかし、給与等の支払者は、給与等を支払う際に各人から所得税や住民税を徴収し、年末には年末調整をして源泉徴収票を各人に交付し、さらに税務署にも提出をしなければなりません。したがって、その源泉徴収票を作成できるようにするため、給与等の支払総額、所得税の源泉徴収税額や年末調整の結果などを記録しておく必要があります。そのような要件を備えた標準的な帳簿として、税務署では「所得税源泉徴収簿」を用意していますから、それを利用されると便利と思われます。この帳簿は各人別に記入するようになっており、退職所得についても計算できるようになっています。また、税金を計算するための「源泉徴収税額表」も必要ですから、一緒に備えてください。

質問2

個人で病院を経営していますが、大学の医局から派遣してもらっている勤務医師等に支払う報酬について源泉徴収をしていなかったため、遡って相当額の源泉所得税を納付することになりました。派遣医師の確保上、この源泉税は今更本人から徴収するわけにはいきませんので、私が負担し必要経費にしたいと思いますが認められるのでしょうか。

回答 源泉税に相当する金額の求償権を放棄した時点で、必要経費になります。

所得税法の源泉徴収に関する規定によりますと、所得税を徴収して納付すべき者（徴収義務者）が、所得税を徴収しなかったり、また徴収しても税務署に納付しなかった場合は、税務署長はこれを徴収義務者から徴収することになっています。そして、徴収義務者は、税務署から徴収された所得税の額に相当する金額を報酬などの所得の支払いを受けた人（受給者）に求償できることとされています。

したがって強制徴収された源泉税は、たとえ事業主が支払ったとしても、事業主は受給者に対し、支払った源泉税の額に相当する求償権を取得しますので、事業主の必要経費や収入金額の計算には影響させないこととしています。

ところで、ご質問の場合のように事業主が医局からの派遣医師から徴収できる権利（求償権）を放棄した場合には、その放棄した時点でその追徴税額を報酬の追加払いをしたものとして必要経費に算入することになります。

なお、源泉徴収しなかった使用人が退職して所在不明である場合など、源泉税に相当する額の求償権の行使が不能となったと認められるときは、事業遂行上生じた売掛金等に準ずる債権の貸倒損失として必要経費に算入できることになります。